商務委員会批准申請および外商投資企業批准証書申請 (1/2)

2) 商務委員会批准申請および外商投資企業批准証書申請

中国の外国企業等の現地法人の設立・経営に際しては、複数の政府機関に各種の申請を行い、多くの書類等の発行を受けることになる。その中でも重要な書類となるのは、「外商投資企業批准証書」と「営業許可証」である。「外商投資企業批准証書」は外国から中国国内への投資活動に対する許可書であり、この「外商投資企業批准証書」を取得するための手続きが外商投資企業設立の申請手続き(商務委員会批准申請および批准証書申請手続き)である。一方、「営業許可証」は、外国企業等が中国へ投資して設立した現地法人(外商投資企業)に限ったものではなく、中国人が投資して設立した法人(内資企業)であっても、中国国内で経営活動を行うためには必要となる。つまり、「営業許可証」は中国国内での営業(経営)に対する許可書である。従って、外国からの投資により設立される現地法人は、「外商投資企業批准証書」がなければ「営業許可証」の取得ができず、「外商投資企業批准証書」にて許可された範囲外の経営に対して「営業許可証」を受けることは出来ない。

出所)上海成和ビジネスコンサルティングホームページ(http://www.seiwa-group.jp/ssbc/info/index_7.html) 従って、中国に現地法人を設立する上では、「外商投資企業批准証書」を取得するための申請手続きが最も重要な手続きとなり、多くの書類を準備する必要があるとともに、これらの書類を準備する上で様々なことを決定する必要がある。例えば、現地法人の登記住所(事務所の契約)、経営範囲、経営期間、董事会メンバー、監査役、総経理、投資総額、登録資本、資本金振込通貨(日本円もしくは中国元)などである。これらの事項の決定プロセスおよび書類の作成には多くの時間を要するが、慈泉会の場合においては、上述事項の決定プロセスから申請書類完成までには約4ヶ月余りの時間を要している。

商務委員会批准申請および外商投資企業批准証書申請 (2/2)

図表・9は、実際に商務委員会批准申請および外商投資企業批准証書申請の手続きを経て取得した「外商投資企業 批准証書」である。

図表・9 外商投資企業批准証書



- 申請部門:北京市・区商務委員会
- ・申請期間:30営業日+5営業日
- ・必要書類:企業名称預先核准通知書のコピー1部、行政許可申請表の原本2部、行政手続授権委託書の原本2部、 董事・監事リストの原本2部、法律文書送達授権委託書(商務局)の原本1部、承諾書の原本1部、設立申請書・FS報告書の原本3部、企業定款の原本3部、投資者資金信用証明書の原本2部、商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の原本1部、取締役決議の原本2部、投資者代表取締役パスポートのコピー2部、現地法人法定代表人パスポートのコピー2部、董事パスポートのコピー2部、監事パスポートのコピー2部、董事・監事任命書の原本2部、不動産賃貸契約書のコピー1部、オーナーの不動産所有権証のコピー1部、現法董事長の履歴の原本1部、商務委員会の批復の原本1部と企業バーコード予先核准通知書の原本1部。